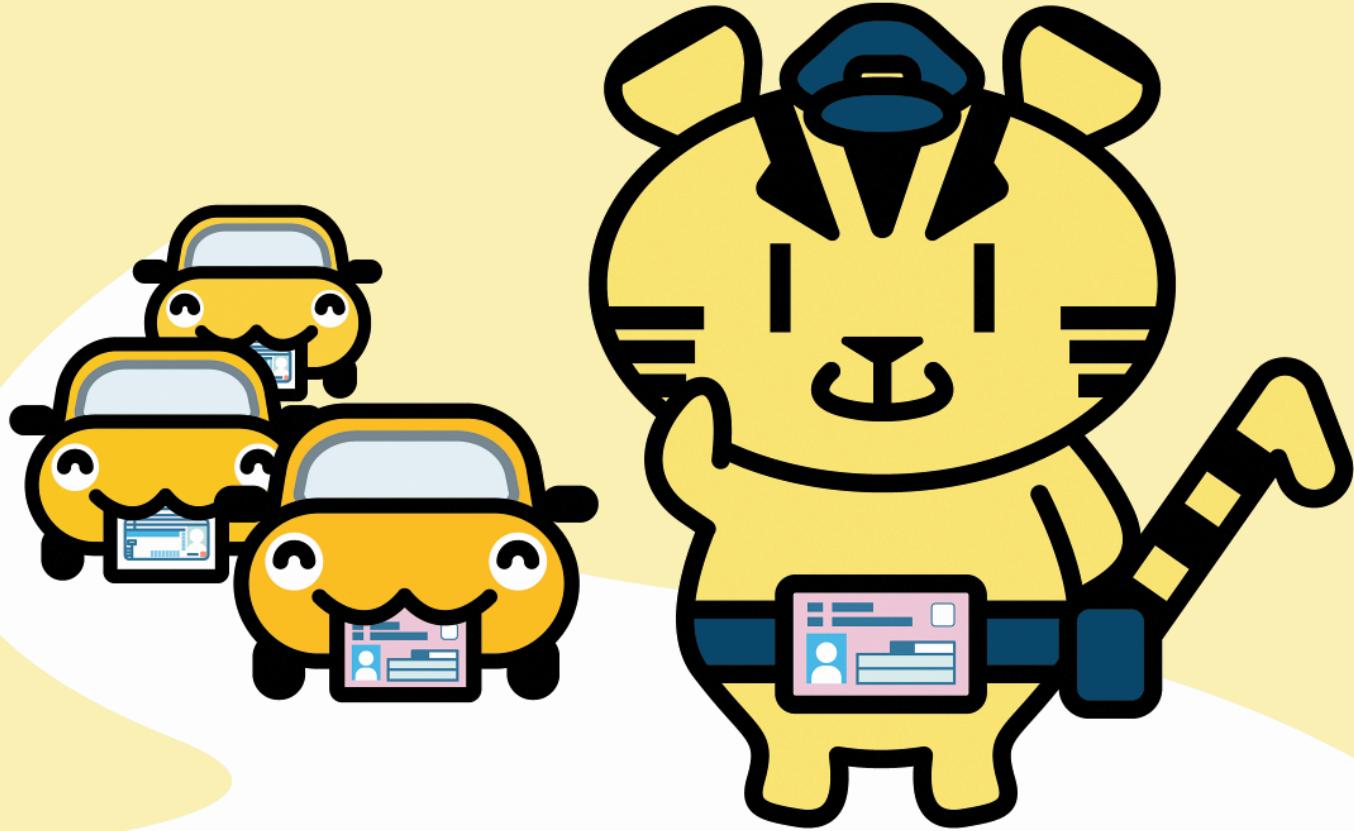


令和7年

3/24
運用開始!

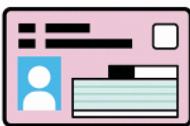
マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

※ 免許情報を読み取る場合には、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用（券面には免許情報が記載されないため）



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

希望者は運転免許の情報をマイナンバーカードに記録できるので、免許証の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット
1

住所変更等がラクに！
(マイナ免許証のみ)

メリット
2

オンライン更新時講習が受講可能に！
(優良運転者講習・一般運転者講習)

メリット
3

住所地以外での
更新の迅速化・申請期間延長！

メリット
4

更新手数料が安く

※ 住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要であることから、一体化の手続前に6~16桁の暗証番号を予め準備する必要があります。